

東洋史研究

第十三卷第三號 昭和廿九年八月發行

成化時代における司禮監の地位

谷 光 隆

は し が き

一、内朝の制度と其の停廢

二、憲宗の資質と其の影響

三、軍事警察上における監權の伸張

四、章奏裁決權と京堂官任用權の歸趨

む す び

は し が き

趙翼の二十二史劄記に明代の内閣においては首輔の權が最も重かつたが司禮監の權は更に首輔の上に在ったこと、そしてかゝる状態は正統の王振の時から既にその萌芽が見えるが、正徳の劉瑾以後に至って全く不動のものとなつたことを述べている。¹⁾私は近年明代の銓法について研究し、就中成化時代における傳奉官發生の事情に關して考察を進める中自から司禮監の地位にも想到し、諸般の事象から推して明代における司禮監の地位はこの頃體制的に確立したものではないかと考えるようになった。最近中國の丁易氏が「明代特務政治」を世に送り明代の宦官に關する該博な知見を發表されたが、

無論その中には私と見解を同じくする點が少なくない。併し私は私なりに之を一篇の論考に纏め、大方の示教を待つこととしたのである。

一 内朝の制度と其の停廢

1

中國では古來臣下が君に面することを朝と云ったので朝廷とは君主が臣下の朝を受くる所の意であるが、周の制では路門の内を燕朝、路門の外を治朝、皐門の内庫門の外を外朝と云って天子には三朝の制度があった。²⁾漢・唐・宋など歷代の王朝はみな此の遺制を承けているがいま明制について云えば、

(1) 聖節・正旦・冬至の三大節に天子は奉天殿に御して朝會を行ふ。これが大朝である。〔古の外朝〕

(2) 毎晨(早朝)・午(午朝)・晚(晩朝)に天子は奉天門に御し、五府・六部・通政司・大理寺以下の上奏を聽いて之に旨答を與え、併せて謝恩見辭などの儀禮をも行ふ。これが常朝である。〔古の治朝〕

(3) 常朝畢つて後天子は鞏興文華殿(或は武英殿)に御し、親しく四方の章奏を閱して内閣・大臣・侍從・臺諫と共にその利害を商決する。これが内朝である。〔古の燕朝〕³⁾

此の中大朝が宮中の大儀禮であることは論ずるまでもないが、常朝は明かに日常政務の一環として行われるものである。併しこれも永樂以後暫らくは措いて問はず、その後は次第に形式化して單に政令下達の機械的操作にすぎなくなった。王鏊(景泰元—嘉靖三)の親政篇に、

國家常朝奉天門に於てし未だ嘗て一日も廢せず、勤めたりと謂うべし。然れども堂陛懸絶、威儀赫奕、御史儀を糾し、鴻臚法の如くならざるを擧ぐ。通政司引奏すれば上たゞ之を視、謝恩見辭愴愴として退く。上何ぞ嘗て一事を問ひ、下何ぞ嘗て一言を進めん哉。此れ他なし、地勢懸絶していわゆる堂上萬里よりも遠く、言わんと欲すと雖も言うに由なき

なり。

とあるが如きは即ちこれであり、かくて國策の決定に最も重要な機能を果すものは内朝の制度である。

國初太祖は中書省を廢して自から丞相の任を兼ね、中外の章奏を親覽して之を獨斷したが、特に大事を斷じ大疑を決する場合には必らず臣下の面奏を待つて旨を與え、なお可否するところあれば翰林の儒臣に命じて今古を折衷し、然る後に之を行つた。その後内閣の制度が設けられて天子の政務を輔佐するようになったが、その方法には大要次の二様式がある。

(1) 票擬批答 通政司に投じて天子に上言する各衙門及び官員の題奏は極めて多數に上るから、内閣大學士は豫め之に對して天子裁決の原案(票擬)を作製し、天子は之を參考にして最後の斷定(批答)を下すのである。

(2) 面議傳旨 票擬批答は要するに文書的方法であるから、此れのみによつては眞に國政の機微を裁斷することができない。そこで複雑重大な問題については、天子は別に内閣大臣と一堂に會して論議を盡し、議定まれば旨を傳えて之を處分するのである。

申すまでもなく内朝の制度は後者のために存在するものであるが、此の制度の存續する限り天子は内閣大臣と直結し、従つてその獨裁政治にもさまでの危険性を伴わない。然るに一旦之が停廢されることになると兩者の間は急に隔絶し、天子はその強大な獨裁權を掌握したまふ、政治機構の頂點から遊離するので、そこに大きな危険性を生ずるのである。

2

さて駭餘叢考卷一八に有明中葉天子不見羣臣なる一項があり、就いて見るに成化より天啓に至る百六十七年の間、天子が大臣を延訪したのは弘治の末數年に過ぎず、其餘はみな廉遠堂高君門萬里、上下否隔して朝政日に非となつたと云つてゐる。これは王鏊の親政篇に、

今内朝復た臨御なし、常朝の後人臣復た進見なく、三殿高閣窺うあること鮮し。故に上下の情壅つて通ぜず、天下の弊

是に由りて積る。孝宗晩年深く斯に慨するあり、屢々大臣を便殿に召して天下の事を講論し、將に大いに爲すあらんとす。而るに民の祿なき、至治の美を觀るに及ばず、天下今に至りて以て恨みとなす。

とあると同一の事態を指すもので、即ち内朝の制度が停廢されたことを云うのである。ところで成化の間に内朝の制度が停廢されるに至った模様については弘治の時大學士劉健が次の如く上言している。

：憲宗純皇帝また常に李賢・陳文・彭時を召し、或は司禮監太監牛玉・懷恩の如き一二人を遣して閣に到って計議せしむ。上密旨あれば則ち御前の寶を用いて封示し、下章疏あれば則ち文淵閣の印を用いて封進し、直ちに御前に至って開折す。此れ臣等の耳に聞き目に見る者なり。因循今に至って事體漸く異なり、朝參講讀の外復た天顏を奉ずるを得ず。司禮監太監と雖もまた内閣に至ること少れなり。朝廷命令あれば必ず之を太監に傳え、太監之を管文書官に傳え、管文書官方に傳えて臣に至る。内閣陳說あれば必ず之を管文書官に達し、管文書官之を太監に達し、太監乃ち達して御前に至る。：⁵⁾

こゝに憲宗が李賢・陳文・彭時を召したと云うことは即ち内朝の制度がなお存続したことを意味するものであるが、明史宰輔年表によれば李賢は成化二年十二月に、陳文は四年四月に、彭時は十一年三月にそれぞれ歿しており、一方憲宗實錄をみると成化四年九月庚午には監察御史胡深等、同辛巳には翰林院檢討張願、六年三月甲申には監察御史丁川等、七年十二月辛卯には左春坊左諭德王一夔がいづれも内閣大臣を召見して政務を親決せんことを請うているので、此の兩者を相對照して考えると、内朝の制度が停廢されたのは恐らく李賢の歿後成化三、四年の頃であろうと想像される。そして一たび内朝の制度が停廢されると天子と内閣との間は實質的に遮斷され、近習たる司禮太監が天子に代つて閣議に出席するようになったが、後更に司禮監と内閣との間も遮斷されて、司禮監の附屬機關たる文書房の宦官が兩者の間を連絡するようになったのである。⁶⁾ 内朝の制度が停止された例はこれよりさき既に正統・景泰の間にもあつたが、天順以來は舊に復している。⁷⁾ 然るに成化の時再び之が停止されて以來は百數十年の長きを經過して渝らなかつたので、此の時代における内朝の

停廢がいかなる理由に出で、又いかなる結果を招いたかを究明することは、明一代の歴史を展望する上にも一つの視點を與えることになるであろう。

二 憲宗の資質と其の影響

憲宗諱は見深、英宗の長子である。天順八年正月、父英宗崩御の後を承け年十八にして即位し、成化二十三年八月、年四十一を以て崩御した。廟號を憲宗と云う。「憲」は説文には「敏也」とあり、諡法には「博聞多能曰憲」とあるが、また風憲・刑憲などと熟して法令法則の意にも用いられる。内藤博士は「支那では憲の字のつく天子は苛酷な人が多い。」と云われたが、明の憲宗もその例に洩れず、即位當初から萬機を獨裁する風があった。⁹⁾畢竟彼は儒家的人物と云わんより寧ろ法家的人物であつたのであろう。併しその一代の行狀は、神仙佛老、外戚女謁、聲色貨利、奇技淫巧、みな陛下のもと惑溺する¹¹⁾ところにして左右近習こもこも之を相誘う、と上言する者のあつた¹⁰⁾ように、道佛を過信して内府に不次の齋醮を行い、女色を好んで意を房中の術に留め、奢侈を事として琴奕詩畫・金玉古器の類を玩んだのであつて、決して政治には熱心でなく、頗る逸遊を事としたのである。¹⁴⁾殊に彼が吃音であつたことはますますこの傾向を助長した。陸容の菽園雜記卷六に、常朝において諸司が御前に事を奏すると、準行すべきものには上が「是」と云つて答えていたが、成化十六七年の間に舌澀を病み、「是」の發音が困難になつてからは「照例」と云うことにした、と云っているが、憲宗が吃音になつたのは恐らく幼少の時からのもので、此の時¹⁵⁾にはそれが一層甚だしくなつたのであろう。陸深の谿山餘話¹⁶⁾には、我が朝において君臣が隔絶したのは實に憲廟口吃の故である、と云い、沈德符の野獲編卷一召對にも、憲宗は天語微吃的故を以て賜對甚だ稀であつた、と云っているから、天子と内閣との間が隔絶するに至つた動機として憲宗の吃音を擧げることが、殆んど異論なきところであらう。かくの如く弱冠にして内政的、頽廢的であり、しかも吃音でさえあつた憲宗の資質は、それ自身において既に政治問題からの遊離を豫想せしめるものがあつたが、これを積極的に推進し得たものは、司禮監をその

中樞とする宦官の勢力であつたと見なければならぬ。尹直の瑣綴録に、正統以來經筵月講の畢つた時には天子が必ず「先生喫酒飯」と云い、閣老と四講官とはみな旨を承けて叩頭し退くのが例であつたが、成化二年劉定之が入閣してより遽かに中貴に託して獻言し、今後は玉音を煩わさぬこととしたので、これより儼然として進み默然として退くようになり、君臣の間は一語を相接することがなくなつた、と云つてゐるが、一方名山藏臣林記の劉定之の傳にはこれについて、詞林の臣定之異抑の過ぎて容悦に幾きを咎む、と云つてゐる。憲宗即位の當初、既に大臣の中には宦官に對して叩頭の禮を行い、或は翁父の稱を以てする者もあつたくらいであるから、劉定之が中貴に託して獻言したと云うのも、要するに内閣の權威が宦官の勢力に拮抗し得ず、これに屈服した結果と見るべく、従つて天子と外廷との疎隔は、宦官勢力の増大を前提として考えなければならぬ。

三 軍事警察上における監權の伸張

國初太祖は宦官の政事に干預することを嚴禁したが、成祖の時代になると既に彼等は出使・專征・監軍・分鎮・刺事などの外事に干預し、以後その權勢は年とともに増大して、成化の頃に至ればもはや搖ぎない地位を確立するに至つた。いま便宜上これを軍事・警察の二項に分つて概敘する。

1

弇州史料前集卷一一中官考一によれば、永樂三年太監鄭和等は兵二萬七千人を率いて西洋諸國に下り(内臣將兵の始)、同八年内臣王安・王彥之・三保・脫脫は都督譚青等の營にあり(内臣監軍の始)、正統四年太監吳誠・曹吉祥は諸軍を監督して麓川の賊を討ち(内臣總兵の始)、同十三年太監曹吉祥・王瑾は神機營の火器を監督して鄧茂七の亂を征し(内臣監鎗の始)、翌十四年土木の變によつて北虜が德勝門外に入寇した時には太監興安・李永昌は武清伯石亨・兵部尙書于謙と共に軍務を整理した(内臣總京營兵の始)。國軍の中心たる京營はこの時崩壊し去つたのであるが、景帝が即位すると景泰三

年十二月には于謙が京營の再編成を行い、永樂以來の三大營（五軍・三千・神機）を廢して新たに十五萬の精銳を以て十團營を立てた。この時太監阮讓・都督楊俊は四營を提督し、太監陳瑄・都督郭震、及び太監盧永・都督馮宗は各三營を提督し、總督兵部尙書于謙・總兵武清侯石亨及び太監劉永誠・曹吉祥が之を節制した（内臣坐營の始）のであるが、明史職官志京營の條には別にこれを説明して、蒞むに總兵を以てし、統ぶるに總督を以てし、監するに内臣を以てした、と云っている。英宗が復位すると、天順元年四月十團營を廢して三大營の舊に復し、忠國公石亨・會昌侯孫繼宗は五軍營を總管し、太平侯張軌・懷寧伯孫鏜は三千營を總管し、安遠侯柳溥・廣寧侯劉安は神機營を總管し、太監劉永誠・吳昱・□定はともに各營の軍務を理めたが、特に曹吉祥は司禮太監を以て三大營を總督し、總督京營太監となった。²⁴⁾次いで憲宗が即位すると、天順八年三月三大營を廢し、その精銳十二萬を選んでまた十二團營を立て、太監周中は奮武營、右少監王亨は耀武營、太監唐順は練武營、右少監林貴奉は顯武營、太監張溫は敢勇營、右少監趙永は果勇營、奉御鄭達は效勇營、右少監米重は鼓勇營、左副使高廉は立威營、奉御王璩は伸威營、右副使張璘は揚威營、奉御張紳は振威營において各神鎗を監督し、御馬太監劉永誠の節制を受けた。然るに成化二年正月、十二團營ははやくも情弊多端の故に罷め、三大營の舊に復したが、²⁵⁾翌三年四月には三大營の精銳十四萬有奇を以て重ねて十二團營を立て、兵部尙書白圭・定襄伯郭登・太監裴當が之を提督した。²⁶⁾明史兵志京營の條には別にこれを説明して侯十二人に命じて之を掌らしめ、各佐くるに都指揮を以てし、監するに内臣を以てし、提督するに勳臣を以てした、と云っているが、かゝる坐營内臣の派遣は司禮監の銓衡により、兵部はこれに干預することができなかつたのであり、²⁷⁾成化三年三月、憲宗が戸部尙書馬昂・副都御史林聰及び給事中潘禮・陳越に命じて京營を清理せしめた時の如きも、閣臣陳文は、必ず内臣を得て事を共にし始めて宿弊を剷除すべし、と奏し、司禮太監懷恩を薦めたと云うが、この一事に徴しても京營の統帥に關する司禮監の支配的地位を推察することができる。それにして京營はもともと表面勳臣が之を提督し、内臣は裏面から之を節制するものであったが、天順の時には曹吉祥が始めて司禮太監を以て三大營を總督し、成化の時にはまた汪直が御馬太監を以て十二團營を總督したので、内臣はこの頃から

事實上京營の統帥權を壟斷するようになった。明史兵志京營の條には、禁旅が専ら内臣に掌られるようになったのは憲宗の時より始まった、と云っている。之を要するに明朝國軍の中心たる京營には、永樂以來殊に正統以後宦官の支配的勢力が浸透し、成化の頃に至れば司禮監はその最高統帥權を掌握するようになったのである。

2

明代において刑獄を專理するには中央に刑部・都察院・大理寺の三法司があるが、なおこの外に錦衣衛と東廠があつて詔獄と云われた。³¹⁾ 詔獄とは詔書によつて繫治する獄の意であり、獨裁君主の警察權を象徵するものであるが、明代においてその禍害が殊に甚だしかつたことは、例えば一たびその獄門に入れば十の九は生理なく、之を刑部の獄と相比すれば天堂と地獄の別があつたと云われ、³²⁾ また明末嘉興の一諸生が、明は流寇に亡びずして廠衛に亡んだ、と云つたといふにもその一斑が窺われる。尤も明史刑法志の前文には、

英憲以後欽恤の意微に偵伺の風熾んにして、巨惡大慙の案山の如く積む。而して旨中より下り之を縦して問わず、或は本死理なくして片紙詔獄に付し、禍尤も烈しとなす。

とあるから、かゝる事態は殊に正統以後年を追うて盛となつたものであろうが、同じく詔獄と云つても錦衣衛と東廠ではそこに若干の相違が認められる。即ち東廠の貼刑・旗校・隸役はいずれも錦衣衛より撥出したが、³⁴⁾ 錦衣衛が勳戚の都督を以て之を領したのに對し、³⁵⁾ 東廠は十二監中の太監(後には司禮秉筆太監)を以て之を兼ねたのである。さて錦衣衛の偵緝が苛烈となつたのは、正統の時王振が指揮馬順を用いて以來のことであるが、殊に天順の時には指揮門達・鎮撫遼東の跋扈が最も甚だしく、末年に至つては朝野相顧みて自から保んぜざる有様であつた。併しこの時においても太獄は訊問の後之を法司に送つて擬罪し、自から獄詞を具することはなかつたが、成化元年に至り終に自から參語を用いるようになったので、法司は之によつて益々掣肘されることゝなつたのである。かくして錦衣衛の權勢は天順末年より成化初年に至つて最も伸張したのであるが、もともと錦衣衛において詔獄を專理したのは北鎮撫司であり、それが衛使に隸屬していたのである。

然るに成化十四年に至って北司の印信を増鑄し、一切の刑獄は本衛より獨立して之を行うこととしたが、これは北司に特權を分與することによって衛使（勳威の都督）を牽制し、錦衣衛の弱體化を圖つたのである。³⁹⁾これに對し提督東廠は始め十二監中の太監より一人を選んで之に任じたが、後には専ら司禮秉筆の第二人或は第三人を以て之に任じ、その兼衛も「欽差總督東廠官旗辦事司禮監秉筆太監」と云い、司禮掌印太監を宗主と云うに對し提督東廠は督主とも云われた。⁴⁰⁾ところで提督東廠がいつれの時代から司禮監の兼督となつたかはいまだ確論を得ていないが、成化の時尙銘が司禮太監を以て東廠を兼督し、汪直が御馬太監を以て西廠を兼督したことは確實であり、恐らくこの頃から定まつたことではないかと思う。⁴¹⁾果して然らば成化の時錦衣衛使がその警察權を分離されたのに對し、司禮監は逆に之を合併したのであり、明一代において衛權と廠權の消長を大觀すれば、永樂より天順に至る間は衛權の方が強く、成化以後は逆に廠權の方が強かつたのは、この事實と相表裏するものであらう。かくて東廠及び錦衣衛の權勢がいよいよ強くなると、その訊問によって擬定された成案は之を法司に送付して後法司において敢て平反することがなくなつたので、⁴²⁾廠衛の權勢は全く三法司の上に出たわけであるが、このことは換言すれば司禮監の權勢が三法司の上に出たことであり、それは兩京の恤刑會審における司禮監の地位に最もよく表明せられてゐる。一體内臣が三法司と共に重囚を審録することは、正統六年興安が刑部侍郎何文淵・大理寺卿王文と共に行在の疑獄を審録したことに始まるが、正統十四年には金英、景泰六年には王誠、成化八年には王高、同十七年には懷恩がそれぞれその任に當り、これより後五年審録（丙辛の歲）の制が定まつた。之を大審と云うが、大審には司禮掌印太監（南京は南京守備太監）が三法司の堂上官を大理寺に會し、三尺の壇を設けて自から中坐し、三法司の官はその左右に坐して、成案に對する裁定はみな太監の意に従つたのである。⁴⁴⁾之を要するに錦衣衛及び東廠の權勢は正統以來次第に強く、ひとり警察權のみならず事實上において司法權をも行使し、これに伴い司禮監の地位は成化の頃に至って完全に三法司の上に出るに至つたのである。

四 章奏裁決權と京堂官任用權の歸趨

以上縷述し來ったところによつて明かなる如く、正統以後、京堂官の外事に干預することは年を追うて著しく、殊にそれは軍事・警察の二方面において最も甚だしかったが、成化の頃に至るとこれらの大權は盡く司禮監に集中するようになった。これよりさき既に天順の頃から司禮監の權勢は甚だ強かつたが、ともかくもその政治的進出を阻止し得たものは一に英宗と李賢の力であつた。⁴⁵⁾されば天順・成化の交この兩者が相次いで歿すると天子と内閣の權威は一時に崩落し、そこに一種の政治的空白を生じたので、軍事・警察上の支配權を背景とする司禮監の政治的進出は、これを契機として一躍表面化するに至つたのである。いま之を章奏の裁決權と京堂官の任用權に分つて考察することとする。

1

宮崎博士の著「東洋的近世」(九五—六頁)に、明代になつて内閣制度が創設され、天子獨裁は更に一層便利な形となつた。即ち宰相たる内閣大學士は官衙官僚より天子に奏請する文書について、天子が決裁すべき言葉を預め用意しおき、天子の最後の斷定によつてそれが實施に移されるのである。天子決裁の言葉を旨と云い大學士の原案を票擬、或は擬旨と言う。大學士には立案の資格あるのみで、如何なる些事にも決定權がなく、もし天子の拒否に遇えば、彼等の作成した原案は根柢から崩壊するのである。天子の權限は極度に擴大されたが、同時にそこに大きな危險があつた。それは天子が宮中に於いて親近の宦官に、天子自ら行ふべき決裁の權を委ねるとその宦官が天子の權を盗んで大權を行使する弊害を引き起すことである。併し乍ら天子がそれに氣付いて再び自ら決裁權を行使することになれば、今迄專横を極めた宦官も忽ち失脚せざるを得ない。明代は歷代の中で宦官の弊害の甚しかった時代に數えられるが、それは天子の獨裁權を背景として官僚群を威壓したのであつて、後漢や唐代の如く、宦官の結束力が天子を制壓したことはない。等しく宦官の弊害というも、そこに自ら中世以前とは異

った性格が認められるのである。

と述べられている。これは祝允明（天順四—嘉靖五）の野記に「始め凡そ批答制旨はみな閣臣に出ず。後官寺の手に入る。」と云い、明史職官志の前文に「内閣の擬票は内監の批紅に決せざるを得ず。而して相權轉と之を寺人に歸す。」と云い、また清の席吳鑿の内閣志に「明、閣務の壞は内監の批紅に由る。輔臣票擬の後手を拱ぬいて決を待つ。」とあるものであるが、司禮監が奏本を批閱し旨意を傳宣することは既に宣徳の頃からその例があり、恐らく永樂の末年より始まったことではないかと考えられている。併し前記成化七年十二月辛卯、左春坊左諭德王一夔の上言を見ると、

皇上退朝及⁴⁹⁾び經筵進講よりの外大臣と接見すること罕れなり。凡そ四方の章奏内閣大臣を召して裁決せず、惟之を□后内臣に付するのみ。

とあり、嘉靖の初職方主事霍韜の上言には、

内閣は職機務に參す。今たゞ票擬して裁決近習に歸す。輔臣參贊の權を失し、近習干政の漸を起す。自今章奏請うらくは大臣を召して面決施行し、講官臺諫左右に班列し、衆議して之を公駁すれば、宰相取善の名を得、内臣招權の謗を免れん。

とあるから、章奏の裁決が眞に司禮監の主體性において恒常的に行われるようになったのは、天子と内閣との間が隔絶するに至った成化以後のことであろう。

2

中國近代の獨裁君主はみな中央集權的官僚機構を以てその政治的支柱としてゐるから、君主權の媒介體たる官僚の任免は本來君主の大權に屬するが、殊に京堂官は國家最高の中樞的官僚であるからその任用は特に簡除（宸擬）の形式によつた。然るに成化以來はこれが廷推（會推）の制度に變つたので、これは銓法の上における重大な變化と云わなければならぬ。さて廷推の制度については萬曆會典卷五選官推陞に、

舊制：三品以上の九卿及び僉都・祭酒は延推して二人を上げ、閣臣・吏兵二部尙書は大九卿の五品以上の官及び科道を會し、延推して二人を上げ、或は再び三四人を上げ、みな請うて上裁よりす。

凡そ尙書・侍郎・都御史・通政使・大理卿の缺はみな六部・都察院・通政司・大理寺三品以上の官をして延推せしむ。⁵¹⁾とあるから之を開列すれば結局次のようになるのである。

(1)内閣大學士・吏兵二部尙書に對しては、六部の尙書(正二品)・左右侍郎(正三品)・各郎中(正五品)・各員外郎(從五品)、都察院の左右都御史(正二品)・左右副都御史(正三品)・左右僉都御史(正四品)、通政司の通政使(正三品)・左右通政(正四品)・左右參議(正五品)、大理寺の寺卿(正三品)・左右少卿(正四品)・左右寺丞(正五品)及び科道官(六科給事中・十三道監察御史)が延推する。⁵²⁾

(2)吏兵二部以外の尙書・各部侍郎、都察院の都御史・副都御史・僉都御史、通政司の通政使、大理寺の寺卿、國子監の祭酒に對しては、六部の尙書・侍郎、都察院の都御史・副都御史、通政司の通政使、大理寺の寺卿が延推する。

ところで簡除より會推への變化はこれまた内朝制度の存廢と密接な關係があるように思う。それについてまず古今治平略卷一六國朝銓選の條を見ると、

故事、日に晩朝に御し、廷臣門奏事甚だ悉くし、輔臣密勿人を用うるにおいて尤も謹しむ。吏部缺を具して上ることに或は簡除し或は保薦し、みな公朝に旨を傳えて之を行ふ。初め中官の敢て専らにするとおらざるなり。永樂中傳奉して方賓に兵部を授け即日赴任す。これ簡除なり。宣德正統の間は輔臣の言を用いて保舉の法を重んじ、景泰の初には吏部に命じて專行せしむ。成化中に至つて選授私かに舛い頗る保舉を復さんことを請う。こゝにおいて命じて京堂四品以上の官は缺を具して上らしめ親しく之を簡除す。已にして權密かに下移し廷臣焉を患う。こゝにおいて給事中沈瑤等言わく。兩京四品以上の官は陛下親しく之を簡用す。外、方面官また廷臣保舉すれば則ち吏部司るところの者何事ぞ。宜しく吏部をして京堂官の缺に遇わば内閣を會して推し、方面官の缺は三品以上を會同して保舉し、專聽の漸を防ぐべ

しと。便ち上命じて舊例を査せしむるに簡除の事を得たり。大いに怒って曰く。これ先朝の舊規、御史給事中は願うに朕が行うを欲せず。豈朕を薄んずる耶、と。こゝにおいて廷臣敢て復た言わす。而して傳奉は中官に出で以て常となす。とあり、成化中京堂四品以上の官が天子の簡除となったが、その結果任用の實權は側近の宦官に移行したことを述べている。これは憲宗實錄には成化四年十二月庚子の條に、監察御史戴用の上疏と之に對する憲宗の批答として見えてゐるが、また國朝憲章類編卷一八にも簡除京官四品以上なる一條があり、之には實錄の文を掲げた後更に次の如き考案を附してゐる。

按するに大臣を陞用するに吏部會推するの例は成化の間より始まるなり。天順の間朝罷めば吏部に宣して旨を降し某人を除して某官となす。是よりさきまた宸擬に出ず。成化より來のかた法漸く以て備わり、大臣を用うるの道專屬あるべからず。後稟旨の異同を以て或は關白するあり。輿論の異同を以て或は先ず成議をなす。

こゝに天順の間朝罷めば…とある「朝」は常朝の意ではなく内朝の意であらう。天順の間にはなお内朝の制度が存続したが、この時英宗は内閣李賢を親任すること厚く、李賢はまた吏部尙書王翱と互によかつたから、英宗が人を用いるには必ず李賢に咨り、李賢はまた王翱を推したと云われる。⁵³⁾されば宸擬と云つてもそれは天子の獨斷ではなく、内閣・吏部への諮詢とその推薦を待つて行われたものである。然るに成化以來内朝の制度が停廢されると天子と内閣・吏部の間も從つて疎隔し、京堂官の任用に對する推薦の方法にもまた變化を來し、かくして生じたものが會推の制度ではあるまいか。即ち會推は嚴密なる意味においては簡除に代替する制度ではなく、あくまでもその前提としての推薦に止まるものであり、最後の斷定は天子の獨裁的權限に屬するのである。

さて前記成化四年十二月庚子における憲宗の批答は、李賢・王翱相次いで歿し、内閣・吏部が急に弱體化すると共に内朝の制度も停廢され、天子の地位が外廷から孤立するに至つた直後に發せられたものであるから、そこには從來と異なる一種の危險性が考えられるが、それは外でもなくその後旬日にして監察御史劉璧の上つた疏文に、⁵⁴⁾

…今陛下廷臣を選任し乃ち己に獨斷せんと欲す。…臣等竊かにおもえらく、此れ陛下の本意に出するにあらず、其れ必ず國體を恤えず偏えに身のために謀るの人あり、陛下の專を假り以て天下の口を塞ぎ、朝廷の權を竊み以て一己の姦を濟さんと欲するのみ。

とある如く君主權に寄生する宦官の勢力で、天子の側近にある司禮監が天子の名において廷臣を左右することこれである。かくの如き大權の旁落に對しては憲宗も心よからず、大學士彭時も尊臣を集めて僉議せんことを請うているから、會推の制度は實にその對策として生じたものであらう。されば一見天子の獨裁權を掣肘するかに見える會推の制度は實は司禮監の專權を掣肘せんとする意圖を含んでいたものと云わなければならぬ。併し司禮監の權勢が内閣の上になれば、やがては折角の制度も事實上において骨抜きとなるので、それは古今治平略卷一六國朝銓選の條に、

是よりさき國朝大臣を進退するはみな宸斷に出ず。天順の間大臣を陞用するには毎に畢く吏部に宣し玉音を發して除授す。成化の間始めて吏部會官推舉の例あり。其權遂に内閣に歸す。缺に遇う毎に吏部必ず先ず之に謀る。稍己が意に錯えば必ず再推せしめ、或は私するところの言官に諷して論劾せしむ。故に吏部多く内閣と相黨附す。尹旻既に内奥援を恃み遂に内閣に比せず。而して中官隱に市り徑竇多端なり。

とある如く會推もまた司禮監の意向によつて左右されることである。成化二十一年都給事中李俊等の上疏に、⁵⁶⁾今の大臣は内臣に夤緣しなければ進むを得ず、内臣に依憑しなければ安きを得ない、とあるのはこのためであらう。

むすび

明代の規制において吏部は閣務を兼ねることを得なかったが、それは内閣は票擬を主きと吏部は銓選を操るので、この兩者を兼有すれば眞個の宰相となり權力が過大となるためである⁵⁷⁾と云う。然るに成化時代においては内朝制度の停廢を契機として司禮監がこの兩權を兼有することゝなつたので、その地位は遙かに内閣・吏部の上に出て遂に眞個の宰相とな

るに至ったのである。さればこの頃外廷の大臣は従来よりも一層中官と勾結し、内閣の首輔が司禮太監を待つ禮式にして、始め李賢は僅かに一揖して退くにすぎなかつたが萬安に至れば之を内閣の門にまで送るようになった。⁵⁹⁾世間には「紙糊三閣老泥塑六尚書」の謠言も生じ、寸鐵よく外廷の無力化を嘲罵しているが、沈德符の野獲編に「國朝士風の敝は正統に浸淫して成化に糜潰す。」と云い、また「士人の恥無きこと成正の間より甚だしきは莫し。」⁶¹⁾と云っているのは最もよく官場當年の風氣を傳えたものであろう。

補註

- ① 二十二史劄記卷三三明内閣首輔之權最重。
- ② 禮記卷二曲禮下疏。
- ③ 御門は永樂の時には左右順門に御し景泰の時には午門に御したが、視朝も景泰以來は晩朝が廢せられ嘉靖以來は早・午二朝も多く行われなかつたなど時代とともに改廢がある。なお朝制については、明内廷規制考卷二朝制(借月山房彙鈔第十集)。春明夢餘錄卷七朝制・卷八殿門。皇明經濟文輯卷一王鑒親政篇。殿閣詞林記卷一二朝參。日下舊聞卷七宮室五明二。野獲編卷一〇翰林官先奏事を參照。
- ④ 殿閣詞林記卷九擬旨。宮崎博士著「東洋の近世」(九五—六頁)。
- ⑤ 春明夢餘錄卷二三内閣一。
- ⑥ 明史卷七四職官三宦官。明代特務政治九、八八頁。
- ⑦ 明史卷一七六劉定之傳。同卷三〇四王振傳。殿閣詞林記卷九擬旨、卷一二召對。弇州史料後集卷三八筆記下中官任使。明會要卷四五職官一七集議(通紀)。
- ⑧ 中國近世史二〇〇頁。
- ⑨ 憲宗實錄卷一〇天順八年十月庚子。
- ⑩ 明紀卷二〇成化二十一年正月刑部主事李旦の上言。
- ⑪ 憲宗實錄卷一五〇成化十二年二月己亥。同卷一五六成化十二年八月乙酉。
- ⑫ 昭代典則卷二一成化二十三年十一月。二十二史劄記卷三四成化嘉靖中方技授官之濫。
- ⑬ 酌中志卷二二。菽園雜記卷九、一五。野獲編補遺卷四書畫學。昭代典則卷二一成化十九年二月。
- ⑭ 明通鑑卷三〇成化三年四月。同卷三三成化十一年三月。明史卷一七六彭時傳。同卷一七七姚襄傳。
- ⑮ 後出の尹直の瑣綴錄を參照。
- ⑯ 寶類堂秘笈續集第五所收。
- ⑰ 歷代小史卷九三。
- ⑱ 昭代典則卷一七天順八年五月。
- ⑲ 但し當時においても既にそれが間々行われていたことは明史卷三〇四宦官傳前文。弇州史料前集卷一一中官考一。明代特務政治三三四頁參照。
- ⑳ 明史卷三〇四宦官傳前文。
- ㉑ 明代の火器は永樂四、五年成祖が朱能・張輔等に交趾を伐たし

めた時神機鎗廠法を得、京軍中に神機營を置いたことに始まるが、當時最高の新兵器として最も重視され、内臣の坐營監鎗も既にこの時に始まるとの説もある。明史卷八九兵一京營。明代特務政治二五五頁参照。

22 英宗實錄卷二二四景泰附錄卷四二景泰三年十二月癸巳。

23 英宗天順實錄卷二七七天順元年四月癸丑。

24 明史卷三〇四曹吉祥傳。同卷一二英宗後紀天順五年七月庚子。

25 憲宗實錄卷三天順八年三月戊寅。

26 憲宗實錄卷二五成化二年正月戊申。

27 明史卷一三憲宗本紀成化二年正月戊申。憲宗實錄卷二五同年同月同日。なお江蘇國學圖書館傳鈔本に「今後還歸二營」とあるの誤であることは同書成化三年四月辛丑の條に五軍・三千・神機營の名あるにより明らかである。

28 明史卷一三憲宗本紀成化三年四月癸丑。同卷八九兵一京營。憲宗實錄卷四一成化三年四月辛丑及び癸丑。

29 藩政治世餘聞上篇卷三（紀錄彙編卷八五）司禮監太監陳寬等奉命揀選坐營近侍內官。上（孝宗）命劉尙書大夏往預其事。大夏對曰。國朝故典外官不得干預此事…。

30 明通鑑卷三〇成化三年三月。明史卷一六八陳文傳。

31 錦衣衛は洪武十五年、東廠は永樂十八年の創設にかゝる。また大政纂要卷四七嘉靖元年九月の條下に：設立東廠錦衣衛謂之詔獄。所以緝捕盜賊詰訪奸宄也。とあり。

32 明代特務政治三八—九頁。

33 明末嘉興諸生沈起堂擬撰明書謂「明不亡於流寇。而亡於廠衛。」（見朱彝尊靜志居詩話卷二十二）明代特務政治四一頁。

24 鎮守と守備は云わば東廠と錦衣衛の各地に派駐した分號であるが、それは成祖の時に始まり英宗より憲宗の時代に至つて益々甚しくなつた。明代特務政治二九一—三〇〇頁、明史卷八二食貨六採造參照。

35 明史卷七四職官三宦官。同卷九五刑法三。野獲編卷二一錦衣衛鎮撫司。なお正統以後貴妃・尙主・公侯・中貴の子弟が千百戸となつて祿を錦衣衛中に寄せるものが多く（春明夢餘錄卷六三錦衣衛）、また成化の頃になると市井の無賴が內官の僕從となつて家人・義子などと稱し同じく錦衣衛の百戸・鎮撫などとなつていた。（昭代典則卷一七天順八年十月。憲宗實錄卷一六七成化十三年六月庚戌。同卷一九一成化十五年六月辛卯。名山藏臣林記王徽）參照。

36 明史卷七六職官五錦衣衛。なお司禮監が東廠を提督するようになって後宦官は更に一步を進めて錦衣衛をもその手中に收め以て三位一体の實を擧げんとし、正徳以後自己の族戚私人を派遣して衛使に充任することが行われた。（明史卷一八八陸崑傳附葛浩傳。明代特務政治四三頁參照。）

37 明史卷七四職官三宦官。

38 明史卷九五刑法三。

39 明代特務政治三六頁。

40 日下舊聞卷八宮室六明三（客應偶譚）。

41 明史卷九五刑法三。明代特務政治六二頁。なお西廠は成化十三年正月より十八年三月に至る間存在し鎮守するところの緹騎は東廠に倍し、勢は遠く錦衣衛及び東廠の上に出て一時九卿の劾罷せられる者は數十人に及んだと云う。（明史卷九五刑法三。同

卷三〇四汪直傳。 兗州史料前集卷一一中官考一參照。 また掌印は東廠を兼ねることのできない規定であったが、嘉靖二十七八年の間に至り麥福が始めて之を兼理し三十二年に至り黃錦がまたこれに繼いだのでこれより内廷の事體が一變したと云うが、司禮掌印は外廷の首輔に提督東廠は總憲に比すべき存在であるので、兩者を兼理すれば行政・監察の二權を一身に集めることになるのである。(野獲編卷六内臣兼掌印廠。 明史卷七四職官三宦官。 明代特務政治一三頁。)

42 明史卷九五刑法三。 明代特務政治四二—三頁(引査慎行人海記卷下)。 尤もその消長は天子がその何れをより信任するかによつて異なるので、世宗の如きは中官を取ることが嚴であつたためこの時衛權は廠權よりも強くなつたのである。(明代特務政治四二頁。 明史卷九五刑法三參照。)

43 明史卷一八〇胡獻傳附、弘治の時御史車梁の上言。 同卷一八九孫磐傳、弘治の時刑部典史徐珪の上言。 何孟春餘冬序錄卷五明代特務政治三七頁。)

44 明史卷九四刑法二。 同卷九五刑法三。 明史卷一〇英宗前紀正統六年五月甲寅。 同卷一四憲宗本紀成化十七年四月戊辰。 英宗正統實錄卷一七八正統十四年五月壬辰。 野獲編卷一八熱審之始。 なお明史卷三〇四金英傳によれば正統十四年五月司禮太監金英が三法司の堂上官と大理寺において刑部都察院の獄囚を會審した時には、既に黃蓋を張つて中坐し尙書以下は左右に列坐したが、これより六年一審錄の制みなかくの如しと云つてゐる。

45 明代特務政治五五、八八、五二一頁。

46 歷代小史卷七九。

47 借月山房彙鈔第十集。

48 明代特務政治一〇頁。

49 名山藏卷五常朝に作る。

50 明史卷一九七霍韜傳。

51 會典に云うところは明史卷七二職官一吏部及び明書卷六四選舉志二銓法においてもほぼ同様に記載されているが、その定制がいづれの時代からいかなる理由によつて行われるようになったかは俱に何等明記するところがない。

52 或は天子の簡除による。 明史卷七一選舉志三に「内閣大學士吏部尙書由廷推或奉特旨」とあり。

53 明史卷一七六李賢傳。 同卷一七七王翱傳。 古今治平畧卷一六國朝銓選。

54 憲宗實錄卷六一成化四年十二月庚戌。

55 明史卷一七六彭時傳。「(成化四年)又言。 大臣黜陟宜斷自宸衷。 或集羣臣僉議。 不可悉委臣下使大權旁落。 帝雖不能從。 而嘉其忠。」。

56 明史卷一八〇李俊傳。

57 明代特務政治一三〇—三一頁。

58 明代特務政治六一頁。

59 二十二史劄記卷三六明代宦官先後權勢。

60 明史卷一六八劉吉傳。 三閩老是萬安・劉珏・劉吉。

61 野獲編卷二一倖倖。

〔附記〕 本稿成るに及んで佐伯助教授には特に繁務を割いて校閲の勞を執られた。 茲に記して深甚なる謝意を表する。

Szu-li-chien (司禮監)'s Role in the Chin-hua (成化) Era

Mitsutaka Tani

In the Ming dynasty, the cabinet (內閣) assisted the emperor in state affairs. But in the Chin-hua period, the emperor ceased to come in close contact with his subjects directly. Therefore, the cabinet and the emperor were in touch with each other through the medium of eunuchs, especially by the chief of the Szu-li-chien (司禮監). At that time, the Szu-li-chien, which had power over military affairs, ruled the Imperial Guards, the King-yin (京營), and by controlling the Metropolitan Police Board, the Tong-chuang (東廠), held sway over the judicial power of the police. The Szu-li-chien, then, taking an increasingly active role in the above manner, came to hold the position of proxy of the emperor until it was essentially entrusted with supreme power over the administration by the emperor: thus it was entitled to sanction the documents submitted by the cabinet, or to decide the personnel affairs of high government officials, and so on. In short, the influence of the Szu-li-chien surpassed the cabinet, practically occupying the premier's position.